平成２２年（フ）第４６７号
愛知県稲沢市祖父江町二俣下り戸106番地
破産者　有限会社新日本開発
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１８８８号
京都市中京区姉小路通寺町西入姉大東町546番地
破産者　プライムテクニカル株式会社
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
和歌山市湊御殿１丁目７番地の１
破産者　株式会社増谷建築
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２２７号
山口県下関市長府扇町６番35号
破産者　株式会社西建
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
長崎県島原市有明町湯江甲477番地
破産者　合資会社吉田呉服店
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
長崎県雲仙市南串山町乙2381番地
破産者　株式会社楽楽湯
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
福岡市中央区笹丘３丁目１番17号
破産者　木下　芳照
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８７８号
福岡市南区柳河内２丁目７番46号
破産者　中村　久之
1　決定年月日　平成23年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２０号
鹿児島県鹿児島市西千石町３番26号第６川北ビル４階
破産者　株式会社国際アカデミー
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
富山県高岡市三女子30番地の１
破産者　株式会社ツルマルホーム
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２４６号
福岡市東区松崎２丁目８番16号
破産者　株式会社ロジテックサポート
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３８４号
福岡市博多区博多駅南２丁目11番17号
破産者　株式会社ムーヴィス
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４３６号
福岡県春日市春日原東町１丁目２番地河波ビル２階
破産者　有限会社モリコンピュータサービス
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４号
福島県いわき市小名浜字下明神町７番地
破産者　内山株式会社
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２２５号
茨城県水戸市赤塚２丁目2019番地30
破産者　株式会社常陽システムサービス
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２７０号
茨城県鉾田市梶山617番地
破産者　関東建設株式会社
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６０４号
埼玉県春日部市赤沼858番地10
破産者　有限会社赤沼植木
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
埼玉県越谷市東町５丁目212番地
破産者　株式会社ＨＣＳ（旧商号和陽建設有限会社）
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２１３号
埼玉県八潮市大字浮塚1029番地
破産者　株式会社藤建装
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
新潟県燕市吉田東町５番12号
破産者　有限会社新潟惣菜食品
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５号
山梨県南アルプス市小笠原1599番地の２
破産者　有限会社川崎屋商店
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６号
三重県津市河芸町上野852番地９　プレミールボヌールＧ棟302号、前住所愛知県名古屋市中区丸の内３丁目５番４号
破産者　常盤　房子（旧姓加嶋）
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３号
三重県津市芸濃町萩野1100番地
破産者　岩田　貞雄
1　決定年月日　平成23年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係